［(2)・(3)　略］

(4)　長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第108　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

［(5)～(10)　略］

第15　固定負債

［1　略］

2　公立大学法人については、前受受託研究費（受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの、前受共同研究費（共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの、前受受託事業費等（受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債（法第79条の３の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないものは、固定負債に属するものとする。

第16　流動負債

［1　略］

2　公立大学法人については、授業料債務（当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。）、前受受託研究費（固定負債に属するものを除く。）、前受共同研究費（固定負債に属するものを除く。）、前受受託事業費等（固定負債に属するものを除く。）、預り科学研究費補助金等（科学研究費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）、預り金（預り施設費、預り補助金等及び預り科学研究費補助金を除く。以下同じ。）及び公立大学法人債（固定負債に属するものを除く。）は、流動負債に属するものとする。

第21　収益の定義

［略］

＜注14＞地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について

資本取引として地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。

第41　セグメント情報の開示

1　公立大学法人以外の地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする。

［削る］

［削る］

2　公立大学法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。

［(2)・(3)　同左］

(4)　長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第107　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

［(5)～(10)　同左］

第15　固定負債

［1　同左］

2　公立大学法人については、前受受託研究費等（受託研究費及び共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの、前受受託事業費等（受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債（法第79条の３の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないものは、固定負債に属するものとする。

第16　流動負債

［1　同左］

2　公立大学法人については、授業料債務（当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。）、前受受託研究費等（固定負債に属するものを除く。）、前受受託事業費等（固定負債に属するものを除く。）、預り科学研究費補助金等（科学研究費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）、預り金（預り施設費、預り補助金等及び預り科学研究費補助金を除く。以下同じ。）及び公立大学法人債（固定負債に属するものを除く。）は、流動負債に属するものとする。

第21　収益の定義

［同左］

＜注14＞地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について

資本取引として地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第89　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。

第41　セグメント情報の開示

1　地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、次のようなものとし、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。

(1)　事業の種類別セグメント情報

(2)　所在地別セグメント情報

2　事業区分の決定に当たっては、事業内容の実態を適切に反映した情報を開示しうるようにしなければならない。決定した事業区分については、当該区分の方法、各区分に属する主要事業の名称等を補足情報として記載する。

3　所在地セグメント情報は、事業所別、施設別等事業活動の実態を適切に反映して開示するものとする。

［新設］